

五監公告第 11 号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成28年5月30日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
広 野 甲

1. 監査の種類

財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査

2. 監査の対象

指定管理者 社会福祉法人 五泉市社会福祉協議会
五泉市福祉会館

健康福祉課（指定管理に関する事務の所管課）

3. 監査の範囲

平成27年度出納その他の事務の執行状況

4. 監査の実施期間

平成28年4月27日～平成28年5月25日

5. 監査の方法及び着眼点

公の施設管理に係る事務の執行、業務管理、運営状況が指定管理者制度導入の目的に沿い、適正かつ効率的に執行されているかどうかについて、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行い、監査した。

また、所管課に対しては、指定管理者への指導管理は適切に行われているかどうか主眼をおいて監査を実施した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね良好に執行されているが、一部において、不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

指定管理者への施設の利用申請、料金の決定(減免処理を含む)や納付、還付等について、五泉市福祉会館条例及び同管理規則においては、読替規定はあるが、未整備の箇所が見受けられる。整備を図られたい。

(2) 所見

指定管理者制度は、市と指定管理者との相互信頼に基づいて官民協働により成り立っている。市においては指定管理者との連携を密にし、事業報告の内容について精査するとともに、施設の適切な管理・運営が行われるよう指導に努められたい。